

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条** 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第４条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第５条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第６条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２ 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第10条 本業務における特記仕様事項は、別添のとおりとする。

徳島東部都市計画区域マスタープラン素案資料作成等業務
仕 様 書

(目的)

第1条 本業務は、過年度に実施した都市計画基礎調査及び分析業務等を踏まえ、関係機関協議資料やハザードエリア分布状況の整理等を行い、「都市計画区域マスタープラン」の素案作成に必要な資料等を作成することを目的とする。

(本業務の対象)

第2条 本業務の対象は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープラン関係機関協議資料作成
 - ・徳島東部都市計画区域（徳島市等5市3町、区域区分有り）
- (2) 都市計画マスタープラン素案資料作成
 - ・徳島東部都市計画区域（徳島市等5市3町、区域区分有り）
- (3) 都市計画区域内のハザードエリア分布状況整理
 - ・徳島東部都市計画区域（徳島市等5市3町、区域区分有り）
- (4) 開発許可関連市町協議資料作成
 - ・徳島東部都市計画区域（徳島市等5市3町、区域区分有り）
- (5) 都市計画総括図等の更新
 - ・徳島東部都市計画区域（徳島市等5市3町、区域区分有り）

(本業務の内容)

第3条 本業務の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープラン関係機関協議資料作成

都市計画区域マスタープランの見直しにあたり、国土交通省や農林水産省等の関係機関との調整に必要な資料を作成する。

 - ・都市計画区域マスタープラン設定調書
 - ・区域区分設定調書
 - ・区域区分設定調書参考図（総括図、土地利用状況図、農業振興地域図、農業関係施策状況図、詳細図）
 - ・区域区分の変更箇所図（総括図、詳細図）
- (2) 都市計画マスタープラン素案資料作成

現行の徳島東部都市計画区域マスタープランを基に、国・県・市町等関係機関の意見を反映し、徳島東部都市計画区域マスタープラン素案及び附図を作成する。
- (3) 徳島東部都市計画区域内のハザードエリア分布状況整理

令和3年に作成した徳島東部都市計画区域とハザードエリア（レッドゾーン及びイエローゾーン等）の重ね合わせ図について時点修正を行い、ハザードエリアの分布状況を整理

し、面積・人口集計を行うとともに、市街化調整区域のハザードエリアにおける建物の分布・避難所等の状況整理を行う。

【レッドゾーン】

災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域

【イエローゾーン】

土砂災害警戒区域

津波災害警戒区域

【洪水・雨水出水・高潮浸水想定エリア】

想定最大規模降雨による洪水の浸水想定区域

想定最大規模降雨による洪水の浸水継続時間を示した区域

想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域

想定最大規模降雨による雨水出水の浸水継続時間を示した区域

想定最大規模による高潮の浸水想定区域

想定最大規模による高潮の浸水継続時間を示した区域

【その他】

家屋倒壊等氾濫想定区域

(4) 開発許可関連市町協議資料作成

徳島東部都市計画区域内のハザードエリア分布状況の整理をもとに、市街化調整区域におけるハザードエリアの開発許可基準を見直すことから、関係市町との調整に必要な資料を作成する。

(5) 都市計画総括図等の更新

徳島東部都市計画区域の区域区分の見直しに伴い、都市計画総括図及び徳島県総合地図提供システムで公開している都市計画マップのデータ（shp）を更新する。

(打合せ協議)

第4条 本業務の打合せ協議は、計5回（業務着手時、中間打合せ3回、成果品納品時）の打合せ協議を予定しており、必要に応じ主任技術者（管理技術者）が立ち会うものとする。

(資料の貸与)

第5条 本業務の遂行上、必要な関係資料は発注者より貸与するものとする。

(成果品)

第6条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 紙媒体報告書（A4チューブファイル綴じ） | 正副2部 |
| (2) 報告書原稿（電子データ） | 正副2部 |